

平成 29 年定例会 2 月定例会会議 意見書案一覧表

平成 29 年 3 月

[意見書案]

○議員発議

意見書案第 1 号 受動喫煙防止対策の強化において飲食店の事業者への十分な配慮を求める意見書案

意見書案第 2 号 「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書案

意見書案第1号

受動喫煙防止対策の強化において飲食店の事業者への十分な配慮を求める意見書案

上記提出する。

平成29年2月28日

提出者

山内道明

倉本崇弘

稲森稔尚

小島智子

野口正

大久保孝栄

藤田宜三

小林正人

津田健児

受動喫煙防止対策の強化において飲食店の事業者への十分な配慮を求める意見書案

我が国においては、健康増進法等に基づいて受動喫煙防止対策が進められてきたが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を控え、世界的に低水準にある受動喫煙防止対策の強化の必要性が指摘されている。このことを踏まえ、政府において、受動喫煙防止対策の強化を図るための法案が検討され、その成立に向けて作業が進められているところである。

今般、新たに強化される受動喫煙防止対策では、公共施設のほか、飲食店等においても、喫煙室を設置するなどの例外に該当する場合を除き、建物内禁煙とすることとされている。

これまで飲食店の事業者は、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識し、効果的な分煙措置に努めるなど、店舗の規模などの実情に応じた様々な対策を進めてきたところであるが、いまだ不十分であると言われており、受動喫煙防止対策の強化は極めて重要である。

他方で、飲食店は、様々な規模の店舗が存在するほか、その業種や形態などによって実情も異なっている。とりわけ、小規模の飲食店においては、店舗の規模や資金面から喫煙室の設置が困難な場合があるなどの課題もあり、受動喫煙防止対策の強化の在り方によっては、その経営に大きな影響を与えることが懸念される。そのため、飲食店における受動喫煙防止対策については、実効性を確保することを前提として、店舗の規模などの実情に応じた対応を実施することができるようにすることが望まれるところである。

よって、本県議会は、受動喫煙防止対策の強化に当たり、国において、下記の事項に対応することを要望する。

記

- 1 飲食店における受動喫煙防止対策については、店舗の規模や業種などの実情に応じた対策を実施することができるようにすること。

2 受動喫煙防止対策の強化が国民の健康の増進に資する一方で、事業者の経営や国民生活に影響を与えることに鑑み、受動喫煙防止対策の強化を図る法案については、国会において丁寧に審議を行い、議論を尽くすこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

意見書案第2号

「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書案
上記提出する。

平成29年3月2日

提 出 者

山 本 里 香

岡 野 恵 美

倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚

小 島 智 子

藤 田 宜 三

「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書案

我が国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を三年後に控えており、テロ対策は最重要課題の一つである。テロ行為を防止するためには、国際社会と緊密に連携することが必要不可欠であり、こうした協力関係を構築する上で、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは極めて重要である。

今般、同条約に基づく国内法の整備の一環として、「テロ等準備罪」の新設が検討されているが、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされなければならない。

また、「テロ等準備罪」については、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、様々な懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について、政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに変化したと認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、取締りの対象になる可能性がある」と指摘されている。

加えて、「テロ等準備罪」の新設は、未遂に至らない段階の行為の処罰範囲を拡大することから、捜査機関による監視等の範囲の拡大につながるおそれがあることも懸念されている。

よって、本県議会は、国に対し、「テロ等準備罪」の新設について、幅広い観点から慎重に検討することを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣